



平成 27 年 4 月 24 日

各 位

上場会社名 株式会社タチエス  
代表者名 代表取締役社長 中山 太郎  
本社所在地 東京都昭島市松原町 3 丁目 3 番 7 号  
(コード番号 7239 東証第一部)  
問い合わせ先 総務部長 落合信一  
(TEL 042-546-8111)

### 内部統制システムの基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、並びにタチエスグループの業務の適正を確保するための体制

- 1) タチエスグループの役員及び使用人は、「タチエス企業行動憲章」並びに「タチエス行動規範」に基づき行動する。
- 2) 当社はコンプライアンス運営規定に基づき、倫理委員会、コンプライアンス委員会を設置する。
- 3) タチエスグループ各社は、適正数のコンプライアンス推進者を配置するとともに、内部通報制度を設け、運用状況を定期的に当社に報告する。
- 4) 当社はタチエスグループ各社の内部統制システムの整備状況を定期的に確認し、問題点や課題を抽出し、改善を図る。
- 5) 経営監査室は、業務の適正を確保するため、タチエスグループ各社を定期的に監査する。
- 6) タチエスグループは、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務執行に係る情報は、法令・社内規定に基づき、文書に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。
- 2) 企業秘密や個人情報については、情報セキュリティポリシー及び個人情報保護規定により適切に管理する。

#### 3. タチエスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、タチエスグループのリスク管理について定めるリスク管理規定を策定する。
- 2) 当社は、リスク管理を担当する機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、対応リスクの優先順位を決定するとともにタチエスグループのリスク管理に関わる問題と課題を審議する。

- 3) タチエスグループ各社は、上記問題・課題を踏まえ、各社の特性に応じたリスク対応策を策定し、役員及び使用人に周知する。

#### **4. タチエスグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- 1) 当社は、執行役員制度により機動的な業務執行を行う。
- 2) 当社は、タチエスグループ中期経営計画を策定し、タチエスグループ各社は、これを具体化するため年度事業計画を策定する。当社は、これらを執行役員会その他の会議体で進捗管理する。
- 3) タチエスグループ各社は、職務分掌、権限、意思決定その他組織に関する基準を定める。

#### **5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

- 1) 当社が定める関係会社管理規定をタチエスグループ各社に周知させ、当社への報告と承認を義務付ける。
- 2) タチエスグループ各社は、月次の決算報告や半期毎に行われる事業報告会で事業計画の進捗や課題について当社に報告する。

#### **6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- 1) 監査役は必要に応じてその職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができる。
- 2) 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の承認を得るものとする。
- 3) 監査役は、経営監査室と連携を保ち効率的な監査を行う。

#### **7. タチエスグループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制**

- 1) タチエスグループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
- 2) タチエスグループの取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行に関する事項について定期的に、また随時監査役に報告を行う。

#### **8. 監査役に報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

- 1) タチエスグループ各社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨をグループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- 2) タチエスグループ各社の内部通報制度に関する規定において、通報をしたこと自体による解雇その他の不利益の取扱いを行わないことを定める。

#### **9. 監査役等の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- 1) 当社は、監査役がその職務の遂行について、当社に対し、会社法 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、速やかに当該費用または債務の処理を行う。

## 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役は、監査役監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の重要会議への出席や重要文書の閲覧、工場・子会社の現地監査に積極的に協力する。
- 2) 取締役は、監査役が代表取締役及び執行役員、会計監査人と定期的に意見交換できる体制を確保する。

以 上